

令和3年第2回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和3年2月19日（金）午後3時10分
- 2 場 所 北上市文化交流センターさくらホール 小ホール
- 3 議事日程 別紙
- 4 会議に出席した委員
平野 憲
高橋 きぬ代
照井 渉
佐藤 和美
高橋 隆紀
- 5 説明のため出席した職員
 - (1) 教育部
教育部長 齋藤 昌彦
総務課長 澤藤 樹史
学校教育課長 高橋 秀和
子育て支援課長 石川 貴洋
文化財課長 小田嶋 知世
学校給食センター所長 高橋 良枝
中央図書館長 児玉 康宏
博物館長 杉本 良
鬼の館館長 島津 秀仁
 - (2) まちづくり部
まちづくり部長 小原 学
生涯学習文化課長 及川 勝彦
スポーツ推進課長補佐 嶽間澤 正明

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案4件、協議6件が原案のとおり可決、承認された。

- 議案第3号 令和3年度教育行政施策の基本方針について
- 議案第4号 北上市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則について
- 議案第5号 北上市地域学校協働活動推進員の任命について
- 議案第6号 北上市子どもの読書活動推進委員の任命について
- 協議第3号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付に係る共済掛金徴収規則について
- 協議第4号 北上市母子生活支援施設入所措置規則の一部を改正する規則について
- 協議第5号 北上市助産施設入所措置規則の一部を改正する規則について
- 協議第6号 北上市認可外保育施設健康管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 協議第7号 北上市病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 協議第8号 北上市立図書館基本的運営方針（案）について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後 3 時10分)

教育長

ただいまから令和 3 年第 2 回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は 5 人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第 1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いいたします。

(「無し」との発言あり)

それでは日程第 3 議事に入ります。

議案第 3 号「令和 3 年度教育行政施策の基本方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第 3 号令和 3 年度教育行政施策の基本方針について、提案理由を申し上げます。

北上市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱である第2次北上市教育大綱に基づき、令和3年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。

内容につきましては、現在策定中の教育振興基本計画に定める2つの基本方針に基づき、施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

佐藤和美委員

総合型地域スポーツクラブとは、市内にはどのような団体があるのでしょうか。

スポーツ推進課
課長補佐

市内では、NPO法人フォルダ、和賀総合型スポーツクラブOne's等の団体となります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第4号「北上市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第4号北上市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

北上市部設置条例において、新たに健康こども部が設置されることから、市立保育所に関する項目を削る等、所要の改正をしようとするものであります。

施行日は、令和3年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

今回の提案は、北上市教育委員会行政組織規則、北上市教育委員会教育長に対する事務の委任規則、北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則、北上市学校給食センター規則、以上4つの規則を一部改正する議案となります。

また、健康こども部の新設に係る項目以外としては、学校教育課に保健給食係を新設する点も改正点となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第5号「北上市地域学校協働活動推進員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第5号北上市地域学校協働活動推進員の任命について、提案理由を申し上げます。

社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するため、推進員を任命しようとするものです。

北上市では、国の「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組方針を受けて、令和4年度までに学校運営協議会と地域学校協働本部を設置し、お互いに連携及び協働しながら社会全体で子どもたちを育てる北上市の目指すコミュニティ・スクールの仕組み作りに取り組んでおります。

地域学校協働活動推進員は、学校や地域の特色を活かした多様な地域学校協働活動を行う上で、学校と地域をつなぐコーディネート機能としての役割を担うことが期待されております。

このたび任命する推進員は、宮本育生さん、伊藤成一さんの2名です。

任期は令和3年2月19日から令和3年3月31日までとするものであります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 お2名の経歴としまして、宮本氏は、平成27年度から南中学校評議員、平成31年度から相去地区青少年健全育成会会長をそれぞれ務めていらっしゃいました。また、市職員として当時の地区公民館に勤務した経歴もお持ちであり地域、学校、社会教育に知見を有している方であります。

また、伊藤氏は平成21年度から小学校及び中学校のPTA役員、学童連絡協議会会長等を歴任しており、平成30年度からは鬼柳町青少年健全育成会会長を務めていらっしゃいます。子どもたちに身近な目線で活動いただけると考えております。

照井渉委員 現段階では、相去地区と鬼柳地区における委員を新規に任命するものとなっておりますが、今後も各地区で増えるものでしょうか。

生涯学習文化課長 16地区に協働本部を設置することを検討してはいますが、新たな仕組み作りが必要な中で、当初から全地区が始めることは難しいことから、昨年度、相去、鬼柳、黒沢尻北の3地区をモデル地区とし、先行して組織の在り方、コーディネータに求める内容等を地域と一緒に検討して参りました。

その中で、相去地区では1月末、鬼柳地区は2月上旬に地域学校協働本部の組織体制が整い、委員の推薦が地区からあったものとなります。

黒沢尻北地区については、今月中に協働本部の組織体制を整えると伺っていますが、コーディネータの推薦については、慎重に議論し、現在検討中となっております。

今後、他13地区においても先行する地区の検討内容を共有しながら、検討を進めていただきたいと考えております。

なお、東部地区については、学校統合が進んでおり、統合小学校の開校後の設置を検討している。

高橋きぬ代委員 任期は今年度末となるのですか。

生涯学習文化課長 要綱に基づき、任期を年度末の3月末としているものです。

高橋隆紀委員 校長会との意見交換会において、コミュニティ・スクールにおける対象範囲は、小学校学区、中学校学区のいずれになるも

のでしょうか。

教育長 地域学校協働本部は16地区毎となるが、学校設置される学校運営協議会の範囲はこれからの検討となります。

学校教育課長 学校運営協議会は南中学校区で1つ、上野中学校区で1つとしてこれまで検討していますが、今後、各学校区でその範囲も含め検討することとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第6号「北上市子どもの読書活動推進委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第6号北上市子どもの読書活動推進委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

子どもの読書活動推進委員1人が欠員となったことから、後任の委員を任命しようとするものです。

新たに任命する委員は、伊藤典子さんです。

期間は令和3年3月1日から令和4年7月31日までとするものであります。

伊藤さんは、豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第6号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

伊藤様は、川岸保育園長等を平成29年度から務めていらっしゃる、これまでも長く保育現場でご活躍の方となります。

今回、私立保育園関係者に欠員が生じたことから、私立保育園長会からの推薦を受けて委員に任命しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第3号「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付に係る共済掛金徴収規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第3号独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金徴収規則について、協議理由を申し上げます。

この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び

同施行令に基づく保護者負担額の徴収に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

なお、保護者負担額を定めた上で、要保護児童生徒等の保護者からは当該額を徴収しないこととするものであり、現在の取扱いを変えるものではありません。

また、施行日は、令和3年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

この規則は、国の一部免除を受けるために、要保護児童生徒等の保護者から共済掛金を徴収しない旨を規則等で制定する必要が生じたものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の協議第4号「北上市母子生活支援施設入所措置規則の一部を改正する規則について」、協議第5号「北上市助産施設入所措置規則の一部を改正する規則について」以上2件は、関連が

ありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第4号及び協議第5号は、一括して協議いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第4号北上市母子生活支援施設入所措置規則の一部を改正する規則及び協議第5号北上市助産施設入所措置規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

国で定めている児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付要綱の一部改正により、児童入所施設の費用徴収額の算定における階層区分の認定及び支弁費用について所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。費用徴収額の算定における階層区分の認定において、市町村民税課税世帯については所得税の額で区分していたものを、市町村民税所得割額で区分するほか、地方税法の改正に伴う条項及び文言を修正しようとするものであります。また、北上市母子生活支援施設入所措置規則については、これまで採暖費として10月から3月までの暖房費用を支弁していたものを夏季の冷房費用も支弁することとするものであります。

なお、施行日は公布の日からとするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第4号及び協議第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

国の規則改正に対応するため、市の規則を改正するものであります。

それぞれの事業内容としては、母子生活支援施設入所措置事業は、保護者とその監護すべき児童が福祉に欠ける場合、その保護者からの申請により、保護のために母子生活支援施設に入所措置するものとなります。近年では、本市においては、平成30年11月令和元年1月まで1世帯3名、また、平成30年11月から令和2年10月まで1世帯3人にこの措置を行っております。

もう1つの助産施設入所措置事業については、妊産婦が経済的理由により入院助産が受けられない場合に、その妊産婦からの申し出により、助産のために入所措置するものであり、本市では事例はございません。

改正内容として、1点目は、入所する施設へ市が支弁する額として、既存の暖房費用に新たに冷房費用も追加するものとなります。

また2点目は、階層区分の認定として、所得税の額から住民税の所得割の額で区分することに改めるものとなります。

3点目は、税法の改正に合わせた条項ずれの修正となり、その他、国の改正に合わせた文言の修正となります。

なお、母子生活支援施設入所措置事業に係る利用者負担額の改正については、2世帯6人の対象者はいずれも生活保護世帯であったため、利用者負担額には影響がない状況となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第4号及び協議第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第4号及び協議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第6号「北上市認可外保育施設健康管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第6号北上市認可外保育施設健康管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、協議理由を申し上げます。

幼児教育・保育の無償化等に伴い、補助要件の見直しをしようとするものであります。

改正の内容であります。幼児教育・保育の無償化に伴い3歳児以上の保育料が令和元年10月から0円となったため、補助の対象要件である徴収する保育料の金額要件を削除し、また、待機児童数の減少により年度の前半は認可外保育施設の利用者が少ないため入所児童数の要件を削除しようとするものであります。

なお、この告示は、告示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第6号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

認可外保育施設健康管理費補助金は、認可外保育施設の入所児童が健康診断を受けた際の費用の一部を助成するものであり、その一部を改正するものとなります。

認可外保育施設の入所児童に対する健康診断については、指導監査において、1年に2回実施することを求められているものであり、当市がその費用の2/3を補助しているものとなります。

今回の改正内容は、2点であり、1点目は、補助金要件として徴収する保育料の金額要件を削除するものとなります。幼児

教育・保育の無償化に伴い3歳児以上利用料負担額が0円となっており、当該要件がそぐわないことから削除するものであります。

また、2点目として、毎年5月1日現在で5名以上の入所児童数という人数要件を削除するものとなります。現在、当市では、年度当初は認可施設に入所できており、年度中の保育ニーズに認可外保育所が対応していることから、5月時点での人数要件が合致しないこともあり、人数要件を削除するものであります。

補助実績としては、各施設に周知をしているものの、令和元年度は2施設への補助となっており、令和2年度は5施設に対する補助を予算化しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第7号「北上市病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第7号北上市病後児保育事業実施要綱の一部を改正する告示について、協議理由を申し上げます。

令和3年4月1日より、病後児保育事業を医療機関へ委託する見込みであることから、所要の改正しようとするものであり

ます。

改正の内容であります。事業の委託をすることができる規定を追加するほか、委託先従業員が利用できるようにするため、事業の対象者に市長が認める者を追加しようとするものであります。また、保育料のほかおやつ等の実費を保護者から徴収できる規定を追加しようとするものであります。

なお、この告示は、告示の日から施行するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第7号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

事業の内容としては、病後児として児童の病気からの回復期において、家庭の事情により家庭で保育できない際に専用の施設を利用できる事業となっております。

現在の幸町の市直営施設を令和2年度で廃止し、令和3年度からは、移転した済生会病院の院内保育所内において病後児保育事業専用の区画を設け、市から済生会病院への委託により事業実施いただくものとなります。

実施時間等は、現行と同様の平日の8時から18時までであり、対象児童は、生後6ヶ月から小学校6年生までの児童であり、市内に居住又はその保護者が市内に勤務し、かつ市内の保育所等又は小学校に在籍するものとして対象児童を限っておりました。今回の改正では、病院職員も利用することを可能とするためにその対象者を追加したものであります。

定員は3名であり、利用料も月額2,000円のままととなります。職員配置は国の実施要項に基づき配置することとしております。

改正内容は3点あり、実施主体として委託可能とした点、対象者の追加として済生会病院に勤務する市外居住者の児童等も対象とした点、費用におやつ等実費分を追加した点となります。

予算としては、619万円となり、国の交付金の対象となり、国・県・市がそれぞれ1/3を負担することとしております。参考まで

に令和2年度に市が直営した際の費用は1,100万円となっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第8号「北上市立図書館基本的運営方針(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。図書館長。

図書館長

ただいま上程になりました協議第8号北上市立図書館基本的運営方針(案)について、提案の理由を申し上げます。

現行の北上市立図書館基本的運営方針は、平成28年度から令和2年度までの運営方針を定めたものでありますが、令和2年度をもって終了することから、令和3年度からの令和7年度までの新たな運営方針案について定めようとするものであります。

主な運営方針の柱として「親しみやすい図書館」、「利用しやすい図書館」、「頼りになる図書館」、「憩いの図書館」の4つを掲げ、今後5年間の事業実施等をしようとするものであります。

よろしく御協議のうえ、原案のとおり承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第8号について、ご質問等があ

りましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

図書館長

現在方針に基づく平成27年度からの展開における課題等を抽出した上で、基本理念を『市民の学びに寄り添い「知る自由」を保障する知と情報の拠点を目指す』とし、基本方針『市民の「し・り・た・い」に応える図書館』としております。

見直しの主なポイントは、4点であり、親しみやすい図書館、利用しやすい図書館、頼りになる図書館、憩いの図書館を掲げております。その中の最重点項目である「親しみやすい図書館」では、幼少期をメインターゲットとし、読書週間の定着化を図ると共に、保健・子育て支援複合施設ほKkoとも連携し、ともしび号の利用可能ポイントとして、通常は15分の滞在時間を半日に伸ばす等、幼少期からの利用の促進を図りたいと考えております。

その他、「利用しやすい図書館」では、ICシステム活用により利用者の利便性の向上を図ることとしており、また「頼りになる図書館」では、現在、司書資格を持つ職員が2名のみであることから、専門職員を育成しレファレンスや情報提供能力の向上を図ることとしております。

更に「憩いの図書館」として、幼児とその保護者が利用しやすいコーナーの充実を図ると共に、学習スペースや高齢者の居場所としての利用促進を図り、市民の学びの場を目指すこととしております。

今後、3月の定例会で議決いただきたいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後4時10分)